

## 長野県住宅審議会

日 時：平成28年12月16日（金）

午後2時から

場 所：県庁本館棟3階 特別会議室

### 1 開 会

#### ○建築住宅課 刈間課長補佐

定刻となりましたので、ただいまから長野県住宅審議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます建築住宅課の刈間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、長野県建設部建築技監の岩田隆広からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○岩田建築技監

審議会の開催に先立ちまして、一言あいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ御出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、今年の5月から3回の審議会にわたり、「長野県住生活基本計画」の変更につきましてご審議をいただきまいりました。本日は、これまでに委員の皆様から頂戴したご意見をはじめ、8月末からの1ヶ月間に募集しましたパブリックコメントのご意見を反映させたものを「答申案」としてお示しさせていただきます。今後10年間の長野県の住宅施策の方向性を示すこととなる新たな住生活基本計画の策定に向けまして、この「答申案」に対する最終的なご確認とご意見をいただきたいと考えております。

また、5月の審議会でご説明申し上げてございますが、「県営住宅入居資格の見直し」について、人口定着・移住の促進に柔軟に対応するための検討をしてまいりました内容をご説明させていただきます。この点につきましても、各委員それぞれのお立場からのご意見を頂戴できればと考えております。

本日は、よろしくお願いいたします。

#### ○建築住宅課 刈間課長補佐

本日の審議会は、現在9名のご出席をいただいております。長野県住宅審議会条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、ここからの会議の進行は、長野県住宅審議会条例第6条第1項の規定により、藤居会長をお願いいたします。藤井会長、よろしくお願いいたします。

#### ○藤居会長

本日は、お忙しい中をお集まりいただきありがとうございます。

「長野県住生活基本計画」の変更につきまして、これまで3回にわたり熱心にご議論をいただきましたが、今回が答申に向けた最後の審議会となりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、本日の審議会の議事録署名委員をお願ひいたします。名簿順により、柳澤委員さんと吉澤委員さんにお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

### 3 議 事

#### (1) 答申案：長野県住生活基本計画（平成28年度～平成37年度）の策定について

##### ○藤居会長

それでは議事の(1)「答申案：長野県住生活基本計画（平成28年度～平成37年度）の策定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

##### ○建築住宅課 藤原主査

建築住宅課の藤原と申します。よろしくお願ひいたします。

資料1をお願いします。計画変更の概要をとりまとめたものとなりますが、3の策定体制をご覧ください。ご報告になりますが、公営住宅供給目標量について、住生活基本法の規定に基づいて国土交通大臣との協議を進めていましたが、11月28日付けで同意をいただきましたので、報告させていただきます。なお、同意を得た戸数につきましては、国土交通省との協議を進める中で、前回まで資料に記載していた数値から変更が生じております。この後、資料2の中であらためて説明をさせていただきます。

資料2が答申案となっております。本文を読み上げさせていただきます。

「長野県住生活基本計画の変更にあたっての基本的な考え方について（答申）」

平成28年（2016年）5月12日付け28建住第75号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。この答申は、当審議会でも4回にわたり審議を重ねる中で、県民の豊かな住生活の実現に向けて、今後10年間における長野県の住宅施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性を取りまとめたものです。貴職におかれましては、答申の趣旨に基づき、速やかに計画を策定されるよう要望します。」としております。

別添として、これまでご審議いただいた計画案を添付してあります。なお、前回の審議会でもいただいたご意見などを踏まえて修正している箇所がありますので、順次ご説明いたします。

まず、目次の一番上の項目、i ページからiv ページまでになりますが、一般向けに分かりやすいものがよいというご意見を踏まえまして、本文を読み込まなくても、計画の全体像をひと通り把握することができるように、ポイントを絞った資料を作成して、冒頭に追加してあります。計画の目的、期間、視点、理念、今回の見直しのポイント、5つの目標、主な施策、指標等を取りまとめております。

本文17ページをお願いします。信州F・POWERプロジェクトの写真がありますが、最新鋭の加工機械を導入した大規模な施設である様子が見て取れる写真の方がよいというご意見をいただいております。そこで施設の運営事業者と調整をとりましたが、内部は非公開のため、内部写真の掲載は控えてほしいとの意向が示されました。したがって、外観ではございますが、より施設の規模が分かりやすい写真への差替えをしております。

21ページをお願いします。1の(1)「耐震化の促進」について、意識啓発や理解を深める取組について、具体性のある表現にした方がよいというご意見をいただいておりますので、「出張講座の開催や資料の各戸配布」といった例示を追加いたしました。

28ページをお願いします。2の(2)「急増する空き家の活用・除却の推進」の項目ですが、古民家について、全国計画に記載があるにもかかわらず、県計画では落ちているとのご指摘をいただいておりますので、「伝統的な日本家屋としての古民家等の再生や活用を図ります。」という項目を追加いたしました。

30ページをお願いします。中ほどの大工就業者数のグラフですが、間に合うようであれば、直近の平成27年の国勢調査の結果を掲載してほしいというご要望をいただいております。あらためて国勢調査の結果の公表時期について確認しましたところ、都道府県別の数値は、来年12月に公表される予定となっており、今年度中を予定している計画の変更には間に合わないという状況です。

また、将来推計も可能であれば載せてほしいというご要望がありました。全国規模では国土交通省が推計しているため、準じて計算できないか検討させていただきましたが、市場規模などの県内の数値が統計上得られないことから、あきらめざるを得なかったという状況です。そこで、傾向だけでも載せられないかと検討し、資料30ページに記載のとおり、既に公表されている全国の速報値を用いて、全国と同じ増減率と仮定した場合の県内の推計値の掲載をしております。9,665人ということで、やはり年々減少してきているという推計となっております。

最後に、資料の35ページをお願いします。先ほど申し上げました公営住宅の供給量の指標について、前回の資料では10年間の県営、市町村営合計の供給目標量を14,600戸としておりました。国土交通大臣との協議の中で、建替えに係る戸数をもう少し見込んで計上したほうがよいのではないかとということで、500戸増やしまして15,100戸に修正し、この数値で同意を得ております。あわせて、前半5年間の数値、また、県営と市町村営の内訳を修正してごさいます。

以上のような修正を加え、答申案として取りまとめさせていただきました。

また、資料3の「計画案の概要」につきましても、計画案の修正にあわせて修正をしておりますので、参考にしていただければと思います。

資料の説明は以上です。

#### ○藤居会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から、審議会の答申案として、「長野県住生活基本計画（案）」について説明がありましたが、ただいまの説明に対して、ご質問がありましたらお願いします。

#### ○宮川委員

内容を変えて欲しいということではないですけれども、改めて申し上げておきたいのですが、30ページの大工就業者数のグラフの関係です。国勢調査の都道府県の数値が明らかでないということで、この数値を出すことはやむを得ないと私は思っておりますが、明らかにこの数値ではない、1000人くらいは下回る数字になるであろうということが十分に予測されます。2000年と2010年の国勢調査を比較したときに、建設業就労者の数で見ますと、全国の都道府県の中で長野県は減少率が全国で9番目に高い、そして、平均年齢は全国で5番目に高いです。これは建設業就労者数ですから土木系もすべて含んでいるんですが、とりわけ建設業の中で高齢化率が顕著なのが大工・左官だと言われております。そういう長野県の特性ということを考えても、この数字よりもっと下振れするのは明らかですし、私共の組合員の大工の数で見ましても、2010年の時点で6,493人いて、これは国勢調査の中での比率でいうと62%が私共の組合員だったんです。2015年の数字では5,291人に減っています。1200人以上減っている、減少率でいうと18.5%減っているんですね。この数字から、私共が62%の組織率だったと仮定しますと、8,517人にな

ります。そうなるかどうかというのはわかりませんが、今申し上げたいいくつかの要素をかけあわせると、どう考えても9,665人という数字にはならない、8000人を大きく下回る数字になる。従ってこのグラフ上の数でいうと、大工の数は昭和25年、1950年レベルにまで落ち込む、これはあくまでも推計ですけれどもそれが正しいのではないかと私は思っていますので、このグラフそのものはこういう根拠でやらざるを得ないということは判りますが、それほどの下振れがあるということだけのご理解をいただきたいということで申し上げます。

#### ○藤居会長

ありがとうございました。

いまのご意見に関しまして、これ以上に昭和25年レベルまで減少する、かなり危機感があるというお話かと思えます。グラフ自体は、この形で掲載していただいてもよいのではとのことでしたが、さらに減るであろうことは認識を持っていただきたいとのことですので、よろしく願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

#### ○宮川委員

2回前の審議会の時に質問をした経過がございまして、17ページの(2)「県産木材等の利用の促進」について、公共建築物における木造化、木質化がどれだけ進んでいるのかという問いに対して林務部から現状についてお答えをいただきました。そこで聞きたかったのは、これから建てる県の施設の中のシンボリックな建物、例えば県立大学、プロポーザルが終わった武道館、そういった建物に一体どれだけ県産材が使われているのかということです。ちなみに昨年建てた南信工科短大は階数は1階でしたよね。管理実習棟と多目的実習棟があって県のホームページで見るとRC造なりS造なんです。2010年に公共建築物の木材利用促進法ができて、比較的制限が少ない低層の公共建築物は原則全て木造化を図る、木造化ができなければ木質化を図ることが決められているわけですね。確かに耐火建築物とすべき施設や災害応急活動施設などについては除外という文言もありますけれども、森林県・長野県で、県産材をもっと建築物の中で使わなければいけないと盛んに言って、住宅についても施策を打ち出している中で、これから建てようとする建物も含めて、公共建築物における木造化というのが本当に進んでいるのかということに疑問を持ったところです。この3年間、高校の建替などもかなりありましたが、木造で建てたのは大町岳陽高校の部室棟と林業大学校の実習・寮棟の2つしかありませんでした。十分に木造にできるような2階建ての建物もあるにも関わらず、それをやってこなかったのは何故なのか、今後はどうするつもりなのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

#### ○岩田建築技監

県有施設の木造化、木質化のお話ですが、確かに高校で木造化できたものは限られているという状況でございます。また、具体的にお話がありました県立大学につきましては、内装、天井の中で県産材を使うということで木質化を図っていくという状況でございます。武道館につきましても、規模から申しまして木造というわけにはいきませんので、内装等の木質化を図るという方向だと聞いております。これから出てくる信濃美術館もかなりの大規模なものですから、部分的な木質化ということになってくるかと思えます。

毎年、林務部で県の施設、市町村の施設で使ったものを積上げて、県産材の使用量等を集計した数字は出ているところでございますが、その数字の伸びを見ましてもなかなか厳しい状況

だということは承知しているところです。県内全体で取り組むことですので、林務部にも伝えますし、関係部局とも連携する中で積極的に取り組んでいきたいと思っております。

#### ○宮川委員

以前、知事と懇談する機会をいただいたときの知事の言葉が非常に印象的なのですが、長野県を森林県から林業県にするんだ、そのためには木を使ってもらわなければいけないんだということを強調しておられました。知事のそういう姿勢がある、そして、建築基準法の改正なり告示が出されて、例えば3階建てについても耐火性能を含めて建てられるという基準づくりはもう終わっているんですね。少し前の新聞報道の中で、山形県の羽黒高校というところで国内初の木造3階建て校舎を建設中で、この3月に竣工するという記事がありました。それを見たときに、本来、林業県といっている長野県がトップを切って木造3階建て校舎を建てるくらいの姿勢があってしかるべきではなかったかと思っておりますし、文部科学省が今年の3月に「木の学校づくりー木造3階建て校舎の手引ー」というものをつくっているんですね。国土交通省や林野庁だけでなく文部科学省も進めているそういう政策があるわけですから、高校の建替等はこれからもどんどん出てくるだろうと思っておりますし、林業県にふさわしい公共建築物、地域のシンボルになる公共建築物を造るというのは非常に意味合いがあると思っております。もう十数年前になりますが稲荷山の養護学校を木造にしました。あの時はカラマツの間伐材を大量に使って建て、6割はプレカット、4割は現場加工でした。現場加工の中で従事した大工が長尺のフレームものを金輪継ぎで継いだという記述も残っております。私共の組合員も多く参加しているんですが、私共の業界からいうと技能の修得の場、技能の継承の場にもなっているんですね。だから、公共建築物の木造化というのはいろいろな意味合いから重要だと思っておりますし、ここに書いてある内容を直せということではありませんが、そういうところにも配慮した取組をお願いしたいということをお願いしておきたいと思っております。

#### ○藤居会長

ありがとうございました。

17ページの中の県産木材の利用、技術の支援ということが謳われておりますので、今後、この方向で進めていただければと思っております。よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。ほかにごございますでしょうか。

今までご議論あるいはご意見をいただいた点について、先ほどの説明のように修正を施された案でございます。この形でよろしいでしょうか。

それでは、本日、この答申案ということでご確認いただいた内容を持ちまして審議会の答申として決定するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、この答申を持ちまして、後日、会長の私が審議会の代表として審議会の答申を行いたいと思っております。また、事務局では委員各位から出されたご意見に基づいて決定されました方向性に沿って、住宅施策を進めていただくようお願いいたします。

## (2) 県営住宅入居資格の見直しについて

### ○藤居会長

議事(2)「県営住宅入居資格の見直しについて」を議題といたします。  
事務局から、資料の説明をお願いします。

### ○公営住宅室 楠企画幹

公営住宅室の楠と申します。よろしくお願いたします。

本件につきましては、5月12日の第1回審議会においてご説明をさせていただき、ご意見を頂戴したところですが、その後、検討を進め方針が固まりましたので、改めて説明をさせていただきますと思います。資料4をご覧ください。

見直しの趣旨につきましては、1に記載のとおり、移住・定住の促進に寄与するために、条例で規定する県営住宅入居資格を見直すものでございます。

また、県営住宅等に関する条例で規定をしております現行の入居資格につきましては、2に記載のとおり4つの項目となっております。

3には、見直しの検討を行う過程で把握してまいりました「移住者の県営住宅に対する潜在的な需要」について記載してございます。ひとつ目は、東京の有楽町にございます移住希望者のための相談窓口である「ふるさと回帰支援センター」への来場者アンケートの結果がでございます。平成27年度の結果で複数回答ではありますが、移住希望者の移住先の住まいとして、公営住宅を視野に入れているという方が21%、5人に1人という結果があります。この率は前年に比較して、大幅に増加している状況とのことです。2つ目としまして、県内にある10地方事務所への県外居住者からの県営住宅の入居に関する問合せの状況、この件数を調べましたところ、全県で年間50件程度の問合せがあるという状況でございました。

4は、他の都道府県における「居住地・勤務地要件」の規定状況でございます。規定ありの17都府県の内訳は、東京圏や大阪圏など人口が多く、公営住宅の需要が高い地域、応募倍率が10倍を超えるような地域では要件の規定をしているという状況です。その他の30道県、約3分の2については規定をしていないという状況です。

これらの状況を踏まえまして、本県におきましても「居住地・勤務地要件」を撤廃する条例改正を行うこととしたいと考えているところでございます。期待される効果としましては、移住・定住の促進に寄与できることに加えまして、移住目的や世帯状況に応じた住まいの提供に配慮していくことにより、県営住宅のストックを有効に活用できるものとも考えております。合わせて、確実な県内への定住につながるよう入居希望者への的確な情報提供や連帯保証人の運用などにも配慮をしていきたいと考えております。

5月の審議会では、委員から倍率が高くなることで本来の目的の方々が外れてしまうという問題はないかというご意見をいただいたところです。この点についての考え方は6に記載してございますが、県外からの申し込みは、最大でも年間60人程度と推計をしております。この60人という数値は最大値ということで考えており、過去3年間の実績からみた県営住宅の平均応募者数は1,128人ですが、60人はこの数字の5%程度になります。この数でありますと、現在の応募倍率を極端に上昇させるような影響が出る可能性は少ないのではないかと考えているところです。しかしながら、実際に県外からの申し込みがどの程度あるかは未知数でございますので、実績を検証する中で、万が一応募倍率への影響が顕著となったような場合には、状況に応じて本来入居すべき住宅困窮度の高い世帯に影響がでないように、現行の評価選考や優先枠の募集などの拡充を通じて対応してまいりたいと考えているところでございます。

最後に7の今後のスケジュールでございますが、条例の改正は2月県議会にて審議をいただきたいと考えており、議決を得られれば平成29年4月から施行したいと考えております。

また、12月14日から県民意見公募・パブリックコメントを開始しており、年明けの1月13日までの30日間、実施しているところでございます。説明は以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○宮川委員

これについて反対するものではないんですが、3のところ、移住先で希望する住居として21%が公営住宅を希望したとあるのですが、このアンケートの中で、収入要件等があることを知っていてこの答えなのかどうか、それを知らずにということだと全然違ってまいりますので。それから各地方事務所へ問合せがあった50件というのは、郡部の倍率の低いような地域に問合せがあったということなのか、あるいは県営住宅の中でも立地条件がいいような、ただでさえ高い倍率のところへ問合せがあったのか。この2つの点について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○公営住宅室 楠企画幹

まず1点目のアンケートの内容ですが、収入要件というものは全く考慮はされておられません。来場者にストレートにどこを希望するか、種別だけを確認しているアンケートでございます。

それから地方事務所への問合せですが、収入要件等を知った上での問合せが全てではなくて、長野県に移住したいけれども県営住宅には入れますかという内容の問合せがほとんどですので、具体的にどこの県営住宅というところまでの問合せにはなっていないというものでございます。

○藤居会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

それでは、ただいま出されましたご意見も参考にさせていただき、引き続き、見直し作業を進めていただくようお願いします。

### (3) 次期総合5か年計画の策定に向けた意見の提出について

○藤居会長

議事(3)「次期総合5か年計画の策定に向けた意見の提出について」を議題といたします。事務局から、資料の説明をお願いします。

○建築住宅課 刈間課長補佐

建築住宅課の刈間でございます。よろしくお願いいたします。

資料5をご覧ください。まず資料の2ページ目ですが、次期総合5年計画の策定についての概略を説明した資料になります。

計画の位置付けですが、この計画は、今後の県づくりの方向性を示すために5年ごとに策定しております総合計画でございます。平成25年度から平成29年度を計画期間とする現行計画・

しあわせ信州創造プランが、来年度で計画期間を満了することとなりますので、これに続きます平成30年度から平成34年度までの5カ年計画を新たに策定するというので、現在、作業が始まっているという状況でございます。

策定の日程は、今年度から来年度にかけて作業が進められてまいります。当審議会の委員である畠山委員も、委員として参画されている総合計画審議会での審議を中心に作業は進められてまいります。3の多様な意見の反映に記載がありますように、総合計画審議会における審議のほか、県民や関係団体等からの幅広いご意見を伺う機会を設けるということ、県議会において条例に基づいたご審議をいただくということといった、さまざまな機会でのご意見をいただきながらこの総合計画を取りまとめていく予定になっているところです。

当審議会においてご審議をいただきまして長野県住生活基本計画の変更に対しても、さまざまな貴重なご意見をいただいております。本日も説明申し上げますのは、このさまざまな機会を捉えてご意見をいただくという中で、当審議会において頂戴した貴重なご意見も、この総合計画の策定に活かしていただくために、当審議会からの意見として伝えたいという内容になります。

資料の1ページ目が「意見交換等の概要」になりますが、当審議会の審議の中でいただいた主なご意見をまとめてあります。主な意見の欄になりますが、地域の福祉・介護施設や事業所、高齢者の地域づくりへの参画、建設技能労働者の減少と高齢化を深刻な課題として捉えること、空き家対策、県産木材の利用、都市緑化、景観、二地域居住者用の住宅活用といったご意見をいただいております。これらを総合計画の策定の中に活かしていただきたいということで、このような形で審議会の意見を報告させていただきたいと考えております。この様式に基づいて報告を行い、これからさまざまな意見をお伺いする機会が約100程度予定されているとのことですが、その一環として、この意見も取りまとめをしていただくこととなります。

説明は以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございます。

ただ今の説明内容に対して、ご質問やご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、この審議会の中で出されました意見をまとめたものですので、いまご説明いただいた主な意見を次期総合5カ年計画に向けた意見とするということで、よろしくをお願いします。

(4) その他

○藤居会長

(4) その他について、事務局から何かありますでしょうか。

○建築住宅課 三輪担当係長

審議会の予定に関する事務連絡です。

今年度予定の審議会は、今回が最終となります。来年度につきましては8月及び2月を目途に2回程度の開催を予定し、高齢者居住安定確保計画の策定、その他必要な事項につきまして、ご審議をいただきたく考えております。

よろしくお願いたします。



○藤居会長

それでは、本日の議事は以上で終了いたします。ありがとうございました。

#### 4 閉 会

○建築住宅課 刈間課長補佐

本日は、藤居会長を初め委員の皆様には熱心なご審議を誠にありがとうございました。  
それでは閉会に当たりまして、岩田建築技監からごあいさつを申し上げます。

○岩田建築技監

本日は、お忙しい中をご出席いただき誠にありがとうございました。

今年度は、長野県住生活基本計画の変更の年に当たるということで、4回の審議をお願いしたところでございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、さまざまな貴重なご意見を頂戴いたしました。おかげさまで持ちまして、本日、答申の形により、今後10年間の住宅施策の方向性をまとめていただいたところでございます。これまでの間、熱心にご審議をいただき誠にありがとうございました。

これまでの審議の中にもありましたとおり、住宅行政を巡る課題はさまざまなものがございますが、この度の答申の方向性に沿って、今後の住宅施策を効果的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、閉会の挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

○建築住宅課 刈間課長補佐

以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。